

県央デルタネット利用者規程

第1章 総則

(目的)

第1条 県央デルタネット利用者規程（以下「本規程」とする）により県央デルタネットの利用に必要な事項を定め、医療倫理と個人情報の適切な取り扱いを遵守して県央デルタネットを運用し、診療及び介護情報の共有および適正かつ有効な利用を図ることを目的とする。

(県央デルタネットの管理)

第2条 県央デルタネットを導入する施設の代表者（以下「代表者」とする）は、その運用について管理責任を負うものとする。代表者は、自施設の利用者に県央デルタネットを正しく利用するための教育・指導を行わなければならない。また、県央デルタネットの安全な管理・運用のために施設システム管理者を配置しなければならない。

- 2 情報公開病院7病院（以下「情報公開病院」とする）は、県央デルタネットの異常事象及び不適正利用等の事象を運営管理者へ報告する義務を負う。

(利用者)

第3条 利用者とは本規程に定めるID番号、パスワード等（以下「ID番号等」という）の利用者登録を完了した以下の県央デルタネット利用参加者のことをいう。

- (1) 三医師会の会員
- (2) 協議会が特別に指名した県央デルタネットシステム管理者
- (3) 代表者が特別に認めた病診連携室責任者
- (4) 情報公開病院に勤務する医師
- (5) 山口・防府圏域内の歯科医師会に所属する歯科に勤務する歯科医師
- (6) 山口・防府圏域内の薬剤師会に所属する調剤薬局に勤務する薬剤師
- (7) 山口・防府圏域内で介護サービス事業所等に勤務し、医療・介護に必要なスタッフ
- (8) 山口・防府圏域内の行政関係者

(利用者の責務)

第4条 利用者は、県央デルタネットの利用に際し、本規程のほか「著作権法（昭和45年法律第48号）」、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」およびその他の法令を遵守しなければならない。

- 2 利用者は本規程に定める目的以外に、その著作物及び個人情報を利用してはならない。
- 3 利用者は県央デルタネットを通じて入手した診療・介護情報等を、当該患者診療上での利用または患者本人とその許可を得た家族や関係者への説明目的以外には、紙媒体への出力、撮影、複製、保存、公開、提供、記録媒体（USBメモリ等）への記録をいずれもしてはならない。ただし、学術目的として学会での発表等に利用する場合は、協議会及び情報公開病院の承諾を得て匿名化を条件に利用することができる。
- 4 利用者は、ID番号等は利用者登録の施設職員であっても許可された利用者本人以外の者には使用させてはならない。
- 5 利用者は県央デルタネットに接続するために使用する端末には必ずウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。
- 6 利用者は県央デルタネットの異常事象及び不適正利用等の事象を協議会の管理者へ報告する義務を負う。

第2章 県央デルタネットの利用

(利用者資格等)

第5条 県央デルタネットを利用しようとする病院等の施設の代表者は、個人情報保護等に関する同意書に署名の上、県央デルタネット協議会に提出する。

- 2 県央デルタネットを利用できる者は、前項の個人情報保護等に関する同意書が県央デルタネット協議会に提出されている病院等の施設の職員であり、守秘義務に関する誓約書に署名の上、県央デルタネット利用者登録申請をし、協議会が適正と認めた者とする。

(利用できる機能)

第6条 県央デルタネットで利用できる機能は、情報公開病院を受診し、かつ県央デルタネットに参加する同意を別に定める細則により得た患者の診療情報及び介護情報の閲覧とする。

(利用範囲)

第7条 県央デルタネットで公開される診療情報及び介護情報の利用は、以下の範囲に

において利用できる。

- (1) 診療及び介護サービスを行うために必要な情報の共有
- (2) 県央デルタネット参加者本人及び家族等に、病状等の説明を行う場合
- (3) 県央デルタネットのシステムの保守管理に必要な範囲の閲覧
- (4) 緊急やむを得ない場合に利用する、救急患者対応機能による情報の閲覧

(利用時間)

第8条 県央デルタネットの利用は、24時間365日、常時可能とする。ただし定期的な保守の場合は、利用者に対して県央デルタネットホームページ等を通じ、事前に通知をした上で運用を停止する。予測できない事情で保守点検・修理が必要となった場合は予告なく運用を停止するものとする。

(機能等の変更等)

第9条 県央デルタネットの適正な運用を維持するために必要な場合は、県央デルタネットに関する機能又は利用時間の変更又は停止を行う。

- 2 前項の規定により変更又は停止をするときは、利用者に対し事前にその旨を、県央デルタネットホームページ等を通じて連絡するものとする。ただし、緊急その他、協議会の代表者が特に理由があると認めるときはこの限りでない。

第3章 ID番号、パスワードなど

(利用者の識別番号の種類)

第10条 利用者の識別番号は、次の3種類とする。

- (1) 利用者ID：県央デルタネットの利用者を個別に識別する記号番号（10桁）
- (2) 管理用ユーザーID：事務局が三医師会の利用者IDの管理を行う者を識別する記号番号（10桁）
- (3) パスワード：県央デルタネットのログイン時に必要な利用者のみが知る文字列（8～12桁：数字とアルファベットの組み合わせ）

(ID番号等の管理等)

第11条 利用登録施設の代表者は、所属する県央デルタネット利用者が本規程の利用者に該当しなくなったときは、その管理責任をもって、すみやかにID番号等の取り消しを別に定める細則により協議会に申請しなければならない。

第4章 機能の登録

(情報公開病院の新規登録等)

- 第12条 県央デルタネット内に情報公開病院として新たに参加するものは、別に定める細則により登録を事務局に申し出をしなければならない。
- 2 前項の規定により申し出をされた場合、事務局は協議会に報告し、協議会において審査し、適切と認めるときはこれを承認する。

(通信内容の削除)

- 第13条 通信内容について次の各号に該当する場合、内容削除をするものとする。
- (1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させる恐れがあるとき。
- (2) 法令や条例に違反したとき。
- (3) 同意した者より削除の申し出があったとき。

(ID番号等の取り消し)

- 第14条 利用者が次の事項のいずれかに該当したときは、ID番号等は取り消しをするものとする。
- (1) 本規程の利用者に該当しなくなったとき。
- (2) 法令や条例に違反したとき。
- (3) 県央デルタネット上の情報の取り扱いが不適切であり、指導・警告にもかかわらず改善が認められない場合。

第5章 その他

(情報公開)

- 第15条 情報公開病院は、情報を公開しようとする患者の同意書を確認し、すみやかに情報開示の手続きを行うものとする。
- 2 情報公開病院は、情報閲覧施設からの同意書を受領後、すみやかに情報公開に係る作業を行わなければならない。

(掲載情報の取扱い)

- 第16条 協議会は、必要と認めた場合、県央デルタネット上に掲載された情報を同意した者の承諾を得て発行する冊子等に利用することができる。その場合において、同意した者が未成年者のときは、その保護者の同意も得て行うものとする。

(救急患者対応機能の取扱い)

第17条 県央デルタネットの利用者(三医師会所属の利用者に限る。以下本条において同じ。)は、自施設に患者に関する情報がなく、緊急に患者の情報が診療上必要な場合に限り、患者の同意が直ちに得られないときは同意書を得ずに救急患者対応機能を用いて、県央デルタネットにより患者情報を閲覧することができるものとする。ただし、同意書の取得が可能となった時点で、利用者は遅滞なく同意書を取得するものとする。

- 2 前項ただし書きの同意書が取得できない場合、利用者は直ちに県央デルタネットによる患者情報の閲覧を中止しなければならない。
- 3 システム上での取扱いについては協議会が別に細則を定めるものとする。

(アクセスログ)

第18条 情報公開病院においては、閲覧可能とした情報の範囲及び期間を県央デルタネットのシステムサーバー内へ電子的に記録し、必要に応じ随時確認できるものとする。

- 2 情報を提供された施設が閲覧した情報及び閲覧者名を含むアクセスログは、県央デルタネット内のシステムサーバー内へ電子的に記録保存され、必要に応じた期間のアクセスログが入手できるものとする。

(規程の変更)

第19条 本規程の変更は協議会において取り扱い、出席した委員の3分の2以上の議決を経た後、三医師会理事会へ報告しなければならない。

(その他必要事項)

第20条 本規程に定めるもののほか、必要な事項並びに違反行為については協議会が別に定め、審議し、必要に応じて三医師会理事会へ報告する。

附則

(施行期日)

- 1 本規程は、令和元年9月1日から施行する。